

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する省令の一部を改正する省令について

1．経緯

「関税定率法等の一部を改正する法律」の一部施行及び「関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴い、税関手続申請システム(CuPES)を使用してオンラインで行うことができる手続を定めている「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うものである。

2．改正内容

関税定率法等の一部改正に伴い、次により当省令別表第一の改正を行うこととする。

- (1) 意匠法等の一部改正に伴う、関税定率法等の一部を改正する法律の施行（別表第一 9 4 の 2 ～ 4 関係）
- (2) 関税定率法等の一部改正に伴う、関税法施行令における特許権を侵害する物品等に係る輸出してはならない貨物の認定手続の規定の整備（別表 1 2 3 の 2 ～ 6）

3．スケジュール

この省令は、平成 19 年 1 月 1 日から施行することとなる。